

平成 29 年 5 月 11 日



各 位

上場会社名 富士機械製造株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 曾我 信之  
(コード番号 6134 東証・名証第一部)  
問 合 せ 先 取締役執行役員市場戦略部部长 江崎 一  
(T E L 0566-81-2111)

## 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、平成 20 年 6 月 27 日開催の第 62 期定時株主総会において株主の皆様のご承認を受け、「当社株券等の大量取得行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入し、その後、平成 23 年 6 月 29 日開催の第 65 期定時株主総会及び平成 26 年 6 月 27 日開催の第 68 期定時株主総会においてご承認頂き、同対応策を継続更新しております（以下、第 68 期定時株主総会において継続更新後の同対応方針を「本対応方針」といいます。）。

本対応方針の有効期限は、本年 6 月開催予定の当社第 71 期定時株主総会終結の時までであることから、本対応方針の継続の可否について慎重に検討してまいりました。その結果、本日開催の取締役会において、本対応方針は継続せず、廃止することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

当社は、当社及び当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、会社法施行規則第 118 条第 3 号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大規模な買付行為が行われる場合に、株主の皆様に適切に判断いただくために必要な情報や時間を確保する目的で、本対応方針を導入、更新してまいりました。

しかしながら、金融商品取引法による大量取得行為に関する規制が浸透し、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保する本対応方針の導入目的も一定程度担保されるようになったこと、及びコーポレートガバナンス・コードの浸透等、買収防衛策をめぐる近時の外部環境が本対応方針導入時とは変化したことなどから、本対応方針の必要性が相対的に低下したものと判断し、本日開催の取締役会において、本対応方針の非継続（廃止）を決議しました。

なお、当社は、本対応方針の有効期間満了後も当社株式の大量買付行為が行われた場合には、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見の開示など適時適切な情報開示を行い、株主の皆様の検討のための時間と情報確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいりますとともに、引き続き企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上に努めてまいります。

以上